在留サポート通信



令和2年1月号

<健康保険>被扶養者における国内居住要件の追加について

これまで、外国人被保険者の方の一定の扶養親族は、海外に住んでいても、扶養状況により、健康保険の被扶養者として認定されてきました(※)が、令和2年4月1日から、健康保険の被保険者に扶養されている者(被扶養者)の認定要件に、新たに国内居住要件が追加されることとなりました。(※健康保険組合により異なります)

1. 国内居住要件の考え方

改正後の健康保険法に定める「住所」については、住民基本台帳に住民登録されているかどうか(住民票があるかどうか)で判断し、住民票が日本国内にある方は原則、国内居住要件を満たすものとされます。このため、例えば、当該被扶養者が一定の期間を海外で生活している場合も、日本に住民票がある限りは、原則として国内居住要件を満たすこととなります。

2. 国内居住要件の例外(海外に居住しているが被扶養者となる方)

日本国内に住所がないとしても、外国に一時的に留学をする学生、外国に赴任する被保険者に同行する家族等の一時的な海外渡航を行う者等については、日本国内に生活の基礎があると認められる者として、国内居住要件の例外として取り扱われます。

【国内居住要件の例外となる方】

- (1) 外国において留学をする学生
- (2) 外国に赴任する被保険者に同行する者
- (3) 観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的での一時的な海外渡航者
- (4) 被保険者の海外赴任期間に当該被保険者との身分関係が生じた者で、(2)と同等と認められるもの
- (5) (1)から(4)までに掲げられるもののほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者

よって、上記に該当しない海外に居住する被扶養者については、原則令和2年4月1日以降、被扶養者の要件を満たさないこととなり、扶養削除の届出が必要になります。

但し、「施行日(令和2年4月1日)時点で日本の保険医療機関に入院している者の被扶養者等の資格について、入院期間中は継続させることとする」とされていますので4月1日時点で入院中に限り、入院期間中は引き続き被扶養者となります。

外国人雇用サポートセンター

〒184-0004 東京都小金井市本町 1-6-2 メゾン・ド 小金井 301 (キリン社会保険労務士事務所内) TEL042-316-6420 FAX042-316-6430 ホームページ http://foreigner-em.com/